

令和7年度 第1回苅田町地域公共交通会議

日付:令和7年6月4日(水)

時間:10:00~

場所:三原文化会館1階大ホール

1. 会長挨拶

2. 協議事項

第1号 太陽交通株式会社路線バス 一部路線廃止の申出について

資料① 資料②

第2号 国費補助の申請 資料③

3. 報告事項

苅田町地域公共交通計画の進捗状況 資料④ 資料⑤

4. その他

配布資料

資料①:太陽交通株式会社路線バス 一部路線廃止の申出について

資料②:福岡県バス対策協議会への申出資料

資料③:国費補助メニューについて

資料④:苅田町地域公共交通計画の進捗状況

資料⑤:苅田町コミュニティバス状況分析と今後の方針

苅田町地域公共交通会議委員名簿

任期:令和6年9月1日～令和8年8月31日

令和7年5月28日改訂

	所属	職名	委員名
1	西鉄バス北九州株式会社	営業本部営業部営業担当課長	小川 裕之
2	北九州タクシー協会京築地区会	かんだ安全タクシー有限公司 タクシー事業課長	屋根内 秀己
3	社会福祉法人苅田町社会福祉協議会	会長	竜口 隆三
4	一般公募		石田 恭子
5	苅田町区長連合会	若久二区長	川上 浩二
6	苅田町区長連合会	新津区長	梅田 俊明
7	苅田町区長連合会	葛川区長	坂本 裕之
8	福岡県交通運輸産業労働組合協議会	西鉄バス北九州労働組合副執行委員長	宮原 道雄
9	九州運輸局福岡運輸支局	支局長	永松 靖二
10	一般社団法人福岡県バス協会	専務理事	河津 隆幸
11	九州旅客鉄道株式会社	下曾根駅長	中原 毅
12	太陽交通株式会社	交通事業部旅客課長	野田 未千代
13	西日本工業大学	名誉教授	河野 雅也
14	京築県土整備事務所	地域整備企画監	井手 裕基
15	行橋警察署	交通課長	野田 修平
16	苅田町役場	副町長	安成 健一郎
17	苅田町役場	建設課長	桃坂 昭生
18	苅田町役場	都市計画課長	沖永 正徳

オブザーバー

19	福岡県企画・地域振興部	交通政策課課長補佐	三重野 直美
----	-------------	-----------	--------

太陽交通株式会社路線バス 一部路線廃止の申出について

1. 状況

太陽交通株式会社より路線バスの一部路線について、廃止の申出が九州運輸局及び福岡県バス対策協議会へ提出されました。

2. 申出内容

○廃止路線(苅田町内)

白川線、行事線の2路線

○廃止理由

慢性的な運転手不足

収支率の悪化

○廃止予定日

令和7年10月1日

3. 廃止申出に伴う対応

・福岡県バス対策協議会運営要領(抜粋)

(路線の休止又は廃止に係る意向の申し出)

第2条 バス事業者は、福岡県内の路線を休止し、又は廃止しようとするときは、当該路線の休廃止の予定日の6月前までの届出に先立って、次に掲げる事項を記載した書類により協議会の会長に申し出るものとする。

(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2)休止し、又は廃止しようとする路線

(3)休止又は廃止の予定日

(4)休止に係る場合は、予定する休止の期間

(5)休止又は廃止を必要とする理由

(申し出に対する関係市町村の対応)

第6条 第2条第3項及び第4条第2項の連絡を受けた市町村は、速やかに関係市町村で構成される地域バス対策協議会(以下「地域協議会」という。)において、その対応策を検討するものとする。

2 地域協議会において対応策がまとまった場合、関係市町村は、地区協議会の会長を通じて協議会の会長にその結果を報告するものとする。

3 地域協議会での検討過程において、地区協議会での協議を希望する場合には、関係市町村は、地区協議会の会長に開催の必要性を記載した書面を提出し、開催の要請を行うことができる。

福岡県バス対策協議会会長 殿
(福岡県企画・地域振興部交通政策課長)

苅田町地域公共交通会議
会長 河野 雅也

路線バス廃止及び輸送サービス変更の申し出に係る協議結果について(報告)

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 事業者からの申し出内容

【廃止】

- ・運行事業者 太陽交通株式会社
- ・路線 白川線、行事線
- ・廃止予定日 令和7年10月1日
- ・廃止区間
 - 白川線 谷～白川郵便局～旭ヶ丘第一～片島～草野～行橋駅東口
(廃止距離計:8.0km)
 - 行事線 小波瀬病院～苅田ルミエール～行事ルミエール～ユニクロ前～行橋駅東口
(廃止距離計:8.2km)

2 経過

- 令和6年6月19日 苅田町へ路線廃止意向説明
- 令和6年7月22日
～令和6年9月20日(全7回) 太陽交通株式会社と苅田町との路線廃止協議
- 令和6年9月25日 路線廃止についての廃止通知書を苅田町が受領
- 令和6年10月5日 苅田町長と行橋市長との会談
- 令和7年3月31日 太陽交通株式会社が一部路線の廃止申出書を提出
- 令和7年6月4日 苅田町地域公共交通会議の開催

3 協議結果

令和7年3月31日

福岡県バス対策協議会会長 殿
(企画・地域振興部交通政策課長 殿)

氏名又は名称	太陽交通株式会社
住 所	福岡県行橋市宮市町4番2号
代表者氏名	代表取締役 堀 貫治

乗合バスの廃止・休止について

福岡県バス対策協議会運営要領第2条第1項及び第2項に基づき、下記のとおり申し上げます。

記

1. 氏名又は名称及び住所
太陽交通株式会社
福岡県行橋市宮市町4番2号
代表取締役 堀 貫治
2. 休止、又は廃止しようとする路線
白川線、行事線、椿市線、前田ヶ丘線、矢留(コスト)線
3. 休止又は廃止の予定日
白川線、行事線、椿市線、前田ヶ丘線、矢留(コスト)線(休止)
令和7年10月1日
4. 休止に係る場合は、予定する休止の期間
矢留(コスト)線
令和7年10月
5. 休止又は廃止を必要とする理由
乗降人数の減少による対象路線赤字
運転手不足
修理費用、燃料費等の物価高騰
6. 廃止路線営業努力
商業施設等へ、チラシ配り
1日周遊券の配布

○運行状況

①白川線

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用者	2,519人	2,687人	2,355人	2,162人
日あたり	8.50人	9.00人	7.93人	7.28人
便あたり	0.86人	0.91人	0.71人	0.74人

②行事線

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用者	1,288人	1,257人	1,401人	1,573人
日あたり	4.34人	4.24人	5.70人	5.30人
便あたり	0.66人	0.64人	0.71人	0.81人

○収支率

①白川線

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入	503千円	475千円	516千円	503千円
支出	3,120千円	3,157千円	3,650千円	4,078千円
損益	△2,617千円	△2,682千円	△3,134千円	△3,575千円
経常収支率	-420.3%	-464.6%	-507.4%	-610.7%

②行事線

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入	401千円	397千円	430千円	436千円
支出	1,750千円	1,771千円	2,048千円	2,288千円
損益	△1,349千円	△1,374千円	△1,618千円	△1,852千円
経常収支率	-236.4%	-246.1%	-276.3%	-324.8%

○運転手状況

年代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
人数	1名	1名	8名	9名	2名	21名

※近年は運転手人数に変化なし

国費補助メニューについて

1. 概要

国の補助金である「地域公共交通確保維持改善事業」に係る補助メニューの一つである「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」について申請書の提出を予定しております。(令和7年度運行分も同様補助申請済み)

2. 申請内容

○対象路線

苅田町コミュニティバス定期路線 4 路線

(中央ルート、白川ルート、北部ルート、与原・小波瀬ルート)

○補助要件

①地域公共交通計画に法定の記載があること

②幹線バス系統と接続するもの

(苅田町幹線バス系統:西鉄バス北九州 行橋～下曾根線)

○計画年度

令和8年度(令和7年10月1日～令和8年9月30日)

※計画年度とは、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 30 条に規定される基準期間(補助金の交付を受けようとする補助対象期間(10月1日～翌9月末日))となります。

【参考】地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について

同補助金は、幹線系統(バスや鉄道など)を補完する、支線(フィーダー)の運行経費に係る補助を行うものです。補助金の申請にあたっては様々な要件があり、毎年度運行状況を評価する必要があります。

補助率は、経常経費から経常収益を控除した額の 1/2 ですが、自治体ごとに上限が定められています。

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

7 苅交通第 号
令和 7 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 苅田町地域公共交通会議
住 所 福岡県京都郡苅田町富久町 1 丁目 19-1
代表者氏名 会長 河野 雅也

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和7年6月 日

(名称) 苜田町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

苜田町は、政令指定都市である北九州市と京築地域の中心都市である行橋市に挟まれる形で位置しており、路線バス（西鉄バス北九州、太陽交通）や鉄道（JR日豊本線）が両市と本町を結んでいる。また、町域を広範にカバーする形でコミュニティバス（苜田町（運行事業者に委託））の定期運行路線4路線及び接続線3路線や乗合タクシーといった公共交通が存在している。

同町は、通勤・通学などによる流出入口・流入人口が共に多いことが特徴であり、地域間を結ぶ幹線交通は、町外に通勤・通学する町民等にとって、また、同町に通勤・通学する町外の方にとって重要な移動手段となっている。さらに日常的な買い物や通院について、町外で行う町民も一定数いることから、そのようなニーズもあると考えられる。

一方で、幹線交通である西鉄バス北九州の行橋～下曾根線及び鉄道は、いずれも町の東側において互いに並行するような形で運行しており、町内を広範囲にカバーできているとは言い難いため、それらの幹線と地域を結び、地域内を移動する際の公共交通として町域の大部分をカバーするコミュニティバスを運行している。

住民等の利便性を図るため、コミュニティバス定期路線4路線を地域公共交通確保維持事業により維持し、住民等の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

	現況(R4年度) の利用者数	R8事業年度 目標人数	比較	参考: R10目標人数
北部ルート	9,018	11,436	(2,418人増)	12,646
白川ルート	12,385	17,071	(4,686人増)	19,414
中央ルート	17,375	22,135	(4,760人増)	24,516
与原・小波瀬 ルート	16,304	19,471	(3,167人増)	21,055
各接続線	509	795	(286人増)	938
合計	55,591	70,908	(15,317人増)	78,569

(2) 事業の効果

コミュニティバス定期路線4路線を維持することにより、通勤・通学者等に必要不可欠な移動手段が確保される。また、地域間幹線系統やコミュニティバス路線で構成される地域公共交通ネットワークを維持し、強化していくことで、利用者の公共交通に対する満足度が向上する。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>苺田町HPやSNSを活用した公共交通確保に係る情報発信の強化（苺田町） コミュニティバスのルート・ダイヤの見直しに向けた検討（苺田町） （苺田町地域公共交通計画P75、P76、P79、P80参照）</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
表1を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るコミュニティバス定期路線4路線 について、その運行に係る費用総額38,847,000円（予定）のうち、運行収入を運 行経費から差し引いた差額分を苺田町が負担する。また、国庫補助金については、苺田町 地域公共交通会議で受け入れの後、苺田町に繰り出す。</p>
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<p>収支については、数値指標による評価 苺田町が年一度実施するまちづくり町民アンケートでの指標による評価</p>
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当無し
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当無し
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当無し

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を参照
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和5年8月21日	(第1回)	法定協議会の設置
令和5年11月1日	(第2回)	地域公共交通計画策定に係る協議
令和5年12月21日	(第3回)	地域公共交通計画策定に係る協議
令和6年1月12日	(第4回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価の内容について書面協議⇒承認
令和6年2月27日	(第5回)	地域公共交通計画策定に係る最終案について協議⇒以降の修正について会長一任の承認 (これにより令和6年3月15日に決裁の上策定)
令和6年6月20日	(第6回)	地域公共交通確保維持改善事業に係る認定申請書、地域公共交通計画別紙及び添付資料について書面協議⇒承認
令和6年9月20日	(第7回)	苅田町地域公共交通計画別冊について⇒承認
令和7年6月4日	(第8回)	地域公共交通計画別紙(令和8年度地域公共交通確保維持事業)について協議

19. 利用者等の意見の反映状況

苅田町地域公共交通計画の策定にあたり、無作為抽出した町民に対し郵送でのアンケート調査を実施し、728票の回答を得た。結果として、バスの本数・ルートの改善について多くのご意見を頂いたことから、「コミュニティバスの見直し」という施策を実施する項目の一つとして盛り込んだ。

また、計画策定にあたってはパブリックコメントも実施した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 福岡県京都郡苅田町富久町1-19-1

(所属) 苅田町 交通商工課

(氏名) 村上 卓也

(電話) 093-434-1954

(e-mail) koutu-syokou@town.kanda.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成にあたっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
苅田町	太陽交通(株)	(1) 中央ルート(上り)①	今古賀	小波瀬病院	苅田駅	往 14.km 復 .km	243日	121.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス北九州線の曾根～行橋線苅田駅バス停と苅田駅バス停にて接続	②
	太陽交通(株)	(2) 中央ルート(上り)②	今古賀	苅田駅	パンジープラザ	往 16.8km 復 .km	359日	179.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス北九州線の曾根～行橋線苅田駅バス停と苅田駅バス停にて接続	②
	太陽交通(株)	(3) 中央ルート(上り)③	今古賀	苅田駅	パンジープラザ	往 21.8km 復 .km	359日	538.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス北九州線の曾根～行橋線苅田駅バス停と苅田駅バス停にて接続	②
	太陽交通(株)	(4) 中央ルート(下り)①	苅田駅	苅田町役場	小波瀬病院	往 6.7km 復 .km	243日	121.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス北九州線の曾根～行橋線苅田駅バス停と苅田駅バス停にて接続	②
	太陽交通(株)	(5) 中央ルート(下り)②	パンジープラザ	苅田駅	今古賀	往 19.5km 復 .km	359日	660.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス北九州線の曾根～行橋線苅田駅バス停と苅田駅バス停にて接続	②
	太陽交通(株)	(6) 白川ルート(上り)	山口入口	苅田駅	パンジープラザ	往 21.7km 復 .km	359日	538.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス北九州線の曾根～行橋線苅田駅バス停と苅田駅バス停にて接続	②
	太陽交通(株)	(7) 白川ルート(下り)	パンジープラザ	苅田駅	山口入口	往 22.km 復 .km	359日	538.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス北九州線の曾根～行橋線苅田駅バス停と苅田駅バス停にて接続	②
	太陽交通(株)	(8) 北部ルート(左回り)①	雨窪入口	苅田駅	パンジープラザ	往 9.km 復 .km	359日	179.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス北九州線の曾根～行橋線苅田駅バス停と苅田駅バス停にて接続	②
	太陽交通(株)	(9) 北部ルート(左回り)②	雨窪入口	苅田駅	雨窪入口	循環 19.2km .km	359日	1,077.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス北九州線の曾根～行橋線苅田駅バス停と苅田駅バス停にて接続	②
	太陽交通(株)	(10) 北部ルート(右回り)①	雨窪入口		苅田駅	往 12.km 復 .km	243日	121.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス北九州線の曾根～行橋線苅田駅バス停と苅田駅バス停にて接続	②

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
苅田町	太陽交通(株)	(11) 北部ルート(右回り)②	雨窪入口	苅田駅	雨窪入口	循環 18.6km .km	359日	1,320.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス北九州線の曾根～行橋線苅田駅バス停と苅田駅バス停にて接続	②
	太陽交通(株)	(12) 与原・小波瀬ルート(左回り)①	苅田駅	小波瀬病院	苅田駅	循環 19.5km .km	243日	243.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス北九州線の曾根～行橋線苅田駅バス停と苅田駅バス停にて接続	②
	太陽交通(株)	(13) 与原・小波瀬ルート(左回り)②	パンジープラザ	苅田駅	パンジープラザ	循環 21.9km .km	359日	1,077.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス北九州線の曾根～行橋線苅田駅バス停と苅田駅バス停にて接続	②
	太陽交通(株)	(14) 与原・小波瀬ルート(右回り)	パンジープラザ	苅田駅	パンジープラザ	循環 21.8km .km	359日	1,436.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス北九州線の曾根～行橋線苅田駅バス停と苅田駅バス停にて接続	②
		(15)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(16)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(17)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(18)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(19)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(20)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	苅田町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	11,346
交通不便地域等	0

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
苅田町地域公共交通計画	令和6年3月15日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

苅田町地域公共交通計画の進捗状況

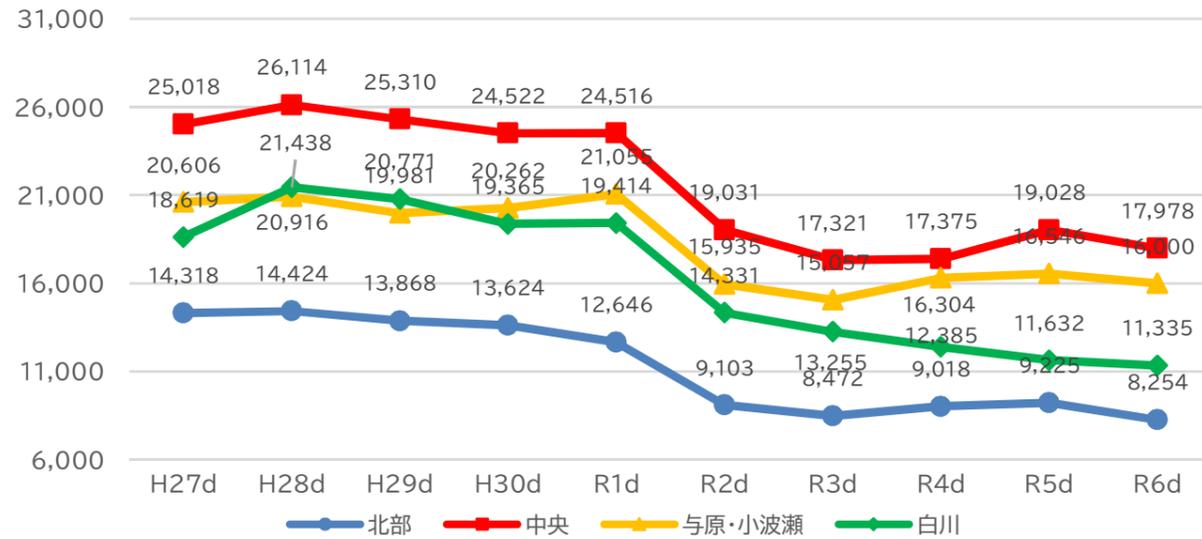
	項目	評価内容	評価指標	目標		実績						達成状況・分析	今後の取組み方針	
				令和4年度 (基準値)	令和10年度 (目標値)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度 (目標値)			
(アウトプット) 目標値	計画目標1 地域内移動の公共交通手段の維持・確保	新たな交通システムの導入検討	1 新たな交通システムの導入検討の実施状況	—	1回/年	1回/年	1回/年					筑前町視察	今後も先進事例を研究	
		コミュニティバスの見直し	2 コミュニティバスの見直し回数	—	令和10年度 (2028年度)までに3回程度	—	—					未実施	R7年度中に見直し検討	
	計画目標2 公共交通ネットワークの強化	交通事業者の連携のための会議数	3 ネットワーク向上等、交通事業者同士が連携した会議の実施数	—	1回/年	—	—					未実施	公共交通会議後に実施を検討	
		交通結節点の整備	4 交通結節点や待合空間の整備数	—	令和10年度 (2028年度)までに2地点以上	—	—					未実施	福祉会館の改修に合わせてコミバスの待合空間整備を検討	
	計画目標3 公共交通の利用促進とサービスの適正化	公共交通に関連したイベントの実施	5 公共交通に関連したイベントの実施数	6回/年	8回/年	6回/年	6回/年					えきらく大市 社会福祉大会、空港サマコレ、新浜祭、空港感謝祭、交通安全週間にて公共交通PR	各種イベントで公共交通をPR	
		パークアンドライドの促進	6 鉄道駅周辺の駐輪場・駐車場の整備数	—	令和10年度 (2028年度)までに1回以上	—	1回/年					苅田駅駐輪場供用開始(R6.4~)	小波瀬西工大前駅周辺整備時に検討	
		情報発信ツールの作成・更新回数	7 SNSやHP等を用いた情報ツールの導入及び情報発信の更新回数	—	1回/年	複数回	複数回					各種団体にて情報発信を実施	多くの情報ツールを利用し情報発信	
		コミュニティバスの収支率	8 コミュニティバスの収支率	17.3%	25.0%	17.2%	16.3%					利用者が伸びず収支率は横ばい	R7年度中に見直し検討	
	計画目標4 新しい技術の導入と地域輸送資源の総動員	デジタル技術の導入	9 キャッシュレス決済やオンライン決済、パスロケーションシステム等の検討、導入状況	—	令和10年度 (2028年度)までに1回以上	西鉄バス(キャッシュレス決済)	西鉄バス(キャッシュレス決済) コミバス(パスロケーションシステム)						バスロケーションシステム運用開始(R6.9~)	デジタル技術の導入検討
		他分野との連携回数	10 企業・福祉事業等の他分野との連携回数	1回/年	3回/年	—	2回/年					社会福祉大会、交通安全週間	今後も他団体を連携	
(アウトカム) 値	公共交通の利用者数	鉄道の乗車人数	11 苅田駅、小波瀬西工大前駅の乗車人数	3,689人/日	4,238人/日	3,944人/日	3,970人/日					通学は微増であるが、通勤は約コロナ前に比べ110%	車両の改修によりお客さまが利用しやすい環境をつくる	
		路線バスの利用者	12 行事線	1,257人/年	2,787人/年	1,401人/年	1,573人/年						利用者は横ばい	運転手不足・収支率の低さのため令和7年10月1日廃止予定
			13 白川・谷線	2,687人/年	4,289人/年	2,355人/年	2,162人/年						利用者は横ばい	運転手不足・収支率の低さのため令和7年10月1日廃止予定
			14 行橋～福岡線	472人/日	727人/日	463人/日	474人/日						コロナ禍以降も利用者は横ばい	天神ビッグバン等による移動機会の創出
			15 行橋～下曽根線	220人/日	295人/日	247人/日	234人/日						コロナ後、回復傾向 運賃改定により、利用者は微減	自治体や沿線企業との利用促進策の検討
			16 朽網駅～北九州空港線	236人/日	278人/日	397人/日	401人/日						航空機の需要回復に伴い、利用者も増加傾向 コロナ後、インバウンド利用も回復傾向	朽網駅へのJR特急停車に合わせて大幅増便および快速系統の新設(2025.4~)
		コミュニティバスの利用者数	17 4ルート及び接続線	55,591人/年	78,569人/年	57,038人/年	54,289人/年					コロナ前の水準まで戻っていない 中央ルート、与原・小波瀬ルートの利用者は横ばい 白川ルートの利用者は減少傾向 北部ルートが最も利用者が少ない 平日の乗客数に比べ、土日の利用者が少ない 北部ルートの朝と夕の空運行率が高い	「利用者のさらなる利便性向上と利用促進」及び「持続可能な公共交通」のために ①利用状況やニーズの変化 ②2024年問題に端を発した運転手労働環境の変化 ③道路交通網の整備、他の公共交通の状況等による周辺環境の変化 の3つの変化へ対応を検討中	
	財政負担額	18 町民1人あたりの公共交通事業負担額	1,234円/人	現状レベルを維持	1,136円	(未集計)						負担額は減少	現状を維持	
公共交通に不満がない町民の割合	19 まちづくり町民アンケート(総合計画)	54.60%	67.60%	56.50%	(未集計)						不満が無い町民は増加	取組みの継続		

1. コミバスの状況分析

(1) コミュニティバス全体の乗客数及び運行経費の推移（接続線を除く）

	乗客数 (一日あたり乗客数)	運行経費 (一人あたり経費)	運賃等収入
令和3年度	54,105人(148人)	45,265,986円(837円)	7,190,700円
令和4年度	55,082人(150人)	45,265,986円(822円)	7,816,500円
令和5年度	56,431人(154人)	46,635,986円(826円)	7,891,000円
令和6年度	53,567人(147人)	48,594,043円(907円)	7,506,800円

(2) ルート別の乗客数の推移



(3) 収支率の推移

	北部ルート		中央ルート		白川ルート		与原・小波瀬ルート		合計	
R5	9,225人	11.4%	19,028人	23.9%	16,546人	14.5%	11,632人	18.7%	56,431人	17.2%
R6	8,281人	10.8%	17,936人	22.5%	11,307人	13.9%	15,897人	18.1%	53,421人	16.3%
参考25%	19,096人	25.0%	19,959人	25.0%	20,280人	25.0%	22,007人	25.0%	81,342人	25.0%

※収支率25%は福岡県生活交通確保補助金の要件

(4) バス停別の乗降者状況

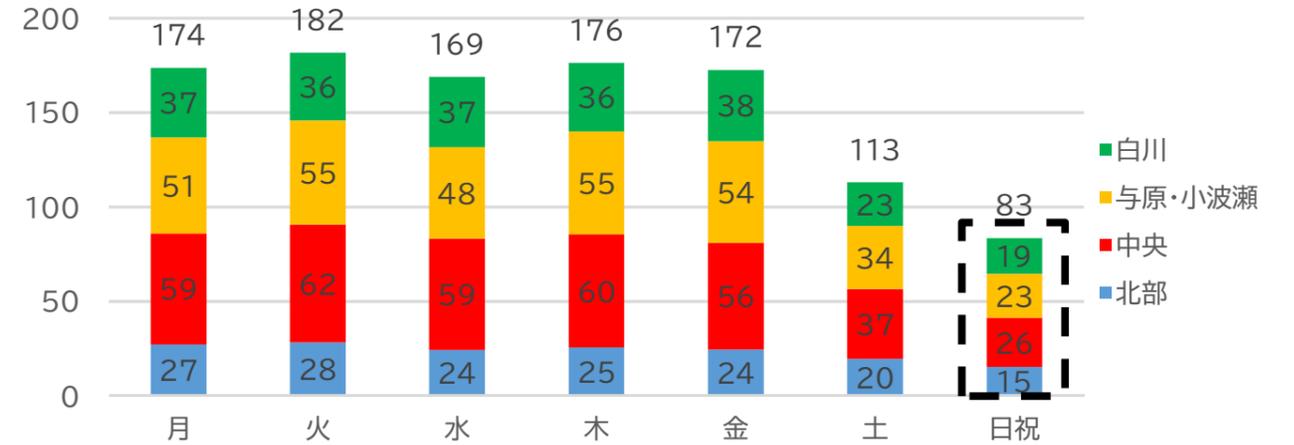
バス停	乗	降	乗降計
1 サンリブ苅田	8,912	7,814	16,726
2 苅田駅	4,845	6,177	11,022
3 小波瀬病院	4,450	4,880	9,330
4 ルミエール苅田	3,402	3,558	6,960
5 福岡銀行前	1,683	2,312	3,995
6 パンジープラザ	1,310	1,620	2,930
7 城南団地	1,456	1,181	2,637
8 苅田町役場	1,163	1,470	2,633
9 苅田工業高校	1,149	1,284	2,433
10 小波瀬西工大前駅	765	1,152	1,917
11 百合ヶ丘公園	1,148	751	1,899
12 セブンイレブン南原	1,116	716	1,832
13 京町病院前	707	1,118	1,825
14 すみれ幼稚園	1,038	568	1,606

バス停	乗	降	乗降計
103 苅田中学校	1	1	2
102 木ノ元	10	3	13
101 神社前	10	8	18
100 八田山	18	4	22
99 井ノ口池	25	10	35
98 稲光	17	19	36
97 白川郵便局	15	26	41
96 新津二丁目	26	27	53
95 猪熊入口	40	16	56
94 猪熊公民館	18	42	60
93 片島住宅前	38	26	64
92 雨窪公民館	30	36	66
91 神田町三丁目	36	34	70

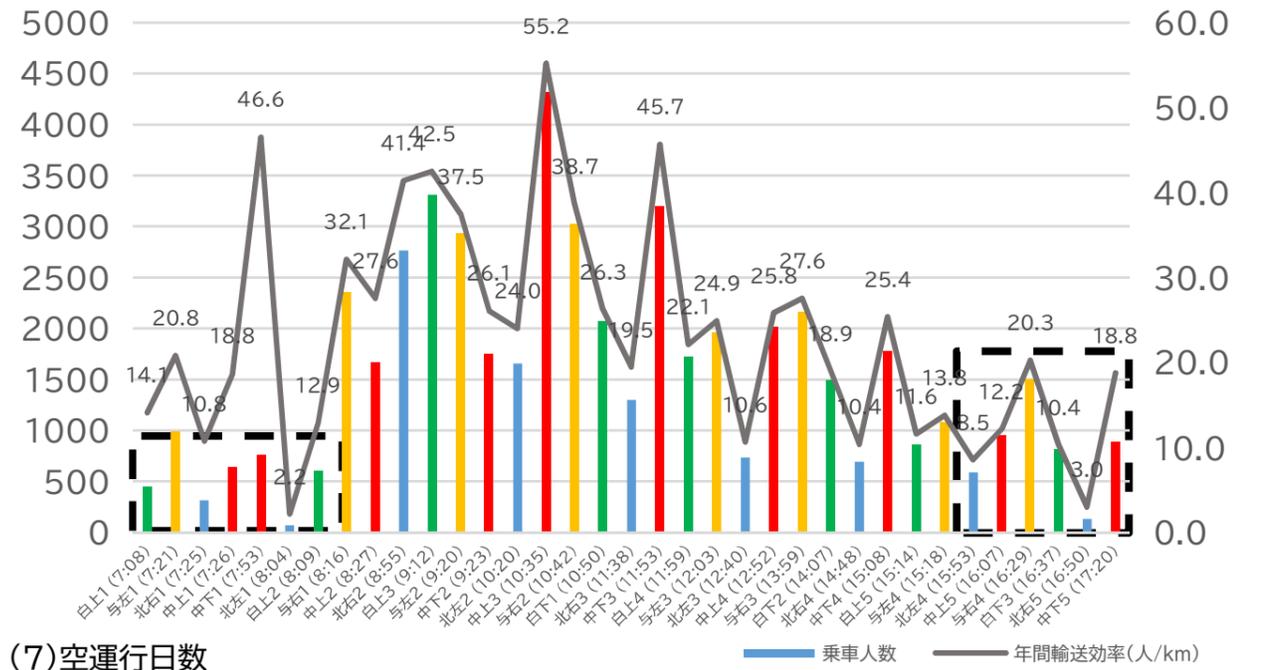
※全バス停(103箇所)の状況

	乗	降	乗降計
平均値	520	520	1,040
中央値	214	185	421

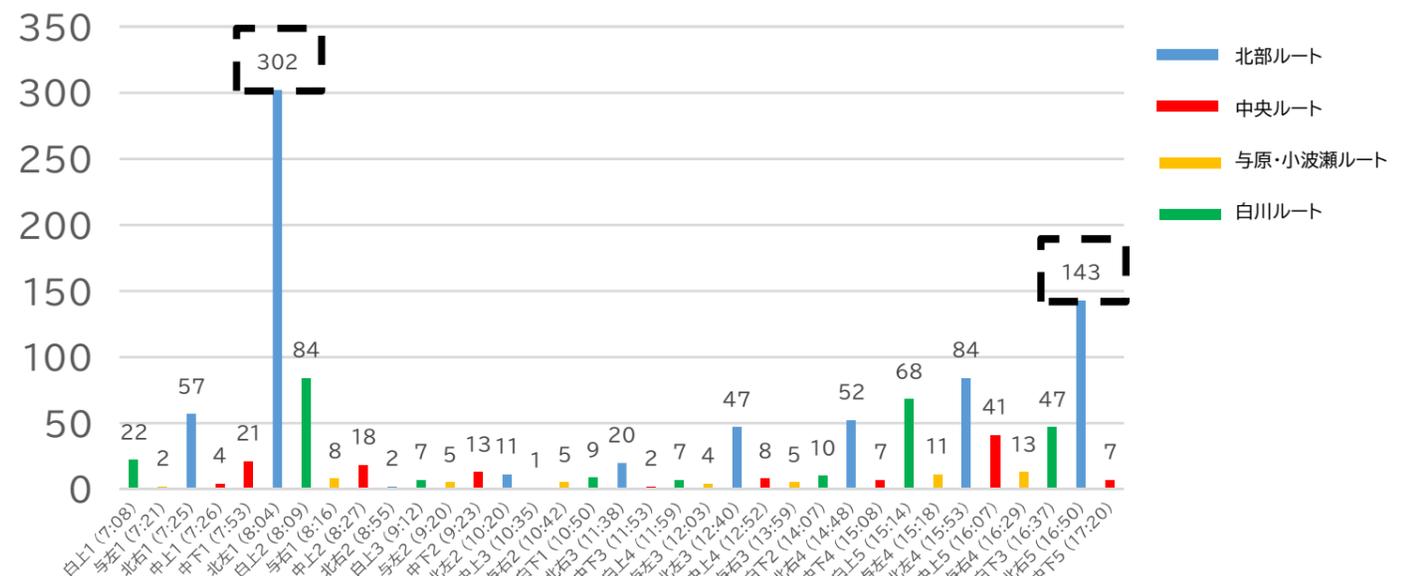
(5) 曜日別の利用平均実績(1日あたりの利用者数)



(6) 時間帯別の利用実績



(7) 空運行日数



2. 他市町村の運行状況

市町村	運行形態	土	日祝	利用者数 (1日当たり)	車両台数	運賃
苅田町	定時定路線	○	○	158人	4台	200円
築上町	定時定路線	○	×	44人	3台	100円
吉富町	定時定路線	○	×	48人	3台	100円
吉富町・上毛町	定時定路線	○	×	43人	1台	100～300円
豊前市	定時定路線	○	○ <small>一部路線のみ</small>	184人	9台	100～500円
芦屋町	定時定路線	○	○	276人	4台	180～320円
岡垣町	定時定路線	○	○	364人	8台	170円
中間市	定時定路線	×	×	26人	2台	200円
みやこ町	非定時自由路線	×	×	12人		300円
築上町	非定時自由路線	○	×	3人		300円
豊前市	非定時自由路線	×	×	8人		300円
岡垣町	非定時自由路線	○	○	17人		300円
行橋市						
水巻町						

3. 運転手状況

(1) 太陽交通の状況(R7.4月時点)

① 慢性的な運転手不足

現在21名の運転手

苅田町コミバス、築上町コミバス、路線バス、貸し切りバス

② 運転手の高齢化

30代	40代	50代	60代	70代
1名	1名	8名	9名	2名

(2) バス運転手の労働状況改善(厚労省)

・運転手の労働時間等の基準が改正

	時間	内容
拘束時間	1ヵ月	原則:281時間、最大:294時間
	4週平均1週	65時間以内
	1日	13時間以内(上限15時間)
休息期間	1日	継続11時間を基本とし、継続9時間
運転時間	2日平均1日	9時間以内
	連続運転	4時間以内

※各ルート毎の所要時間

	平日走行距離	平日運行時間	平日運転時間
北部ルート	153.0Km	7:25～17:37	6時間12分
中央ルート	180.1Km	7:26～18:07	7時間11分
与原・小波瀬ルート	169.8Km	7:21～17:23	7時間15分
白川ルート	156.2Km	7:08～17:31	6時間33分

→ 良好な労働環境の維持が人材確保につながる

4. 地域公共交通計画の位置づけ

(1) 指標

評価内容	評価指標	現況値(R4)	目標値(R10)
公共交通の利用者数	コミバス利用者数 (接続線利用者含む)	55,591人/年	78,569人/年
財政負担額	町民1人あたりの公共交通事業負担額	1,234円/人	現状レベルを維持
収支率	コミバスの収支率	17.3%	25%

(2) コミバス見直し

- ・ルート、本数、ダイヤ等について見直し
- ・道路整備や公共施設整備を考慮し、ルートの見直し
- ・財政負担やニーズ等を勘案し、サービスの適正化を図る

5. 今後の方針

「利用者のさらなる利便性向上と利用促進」及び「持続可能な公共交通」のために

- ① 利用者状況やニーズの変化
 - ② 2024年問題に端を発した運転手労働環境の変化
 - ③ 道路交通網の整備、他の公共交通状況による周辺環境の変化
- の3つの変化へ対応を検討中

→ 令和8年4月からのルート及びダイヤ見直しを検討